

特定公共的施設整備計画（変更）届出書（建築物）

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	世田谷区				
2 名称					
3 主要用途					
4 工事の種別	新設 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替え 用途変更				
5 規模等			届出部分	届出以外の部分	合計
	延べ床面積 造・地上 階・地下		㎡	㎡	㎡
	内 訳	用途()	㎡	㎡	㎡
		用途()	㎡	㎡	㎡
用途()		㎡	㎡	㎡	
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日		
8 代理人	所在地及び名称				
	氏名		電話番号		

※ 回 答 (確 認) 欄					
※ 決 裁 欄	担 当	係 長	課 長	備考 1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第1に定める建築物で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。 2. 工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。 3. 案内図、配置図、各階の平面図及び2面以上の断面図並びに必要な応じて詳細図を添付してください。 4. ※欄には、記入しないでください。 5. 届出書は、正副2部提出してください。	

届出添付図書

区分	書類	
	種類	明示すべき事項
共通	チェックシート	移動等円滑化基準チェックシート ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 整備項目表(チェックシート)
特定公共的施設 又は 集合住宅	案内図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届け出に係わる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、経路(幅員・手すり・点状ブロック・段差・勾配寸法及び傾斜路立上り)、車いす使用者用駐車場の位置・幅及び誘導表示
	平面図	各階、縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法、経路・点状ブロック、特定施設の出入口幅・開閉方法及び段差、廊下・階段(踊場)の幅・手すり・段差及び勾配寸法、トイレの表示
	詳細図	縮尺、集合住宅の各住戸出入口の幅及び段差 エレベーターの平面・展開図及び制御装置等の位置 車いす使用者用トイレ(ベビーチェア等の表示)の平面・展開図 浴室の平面・展開図(手すり・設備)
	断面図	縮尺、階段(踏面・けあげ寸法)、階段下の安全確保
共通	その他区長が必要と認める書類	特定施設の床仕上げ表(又は平面図に表記) 排水溝等の溝幅 駐車場の表示及び誘導表示 案内設備の表示の平面図への表記

20171215

※ 経路、廊下には傾斜路が含まれます。

※ 内装が未定の場合、内装が決まり次第、「変更届」を提出してください。

- ・変更届は、この様式をお使いください。
- ・新築の扱いで審査いたします。
- ・用途が変わった場合、審査内容が厳しくなり不適合となることがあるのでご注意ください。
(例 小規模の物販店を取りやめて保育園とする場合、小規模建築物から建築物の基準となり審査項目が増えます)
- ・内装工事で変更届が必要な場合とは、トイレや入口部等の審査項目上の変更が生じる場合となります。
壁や照明等の内装工事のみであれば変更届は不要です。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（小規模建築物）

(遵) 遵守基準		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの			
(整) 整備基準		不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの(移動等円滑化経路を含む) (視) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの			
整備項目	経路	チェック	整備内容	緩和措置	審査
		(遵)			
		各整備内容の措置が講じられている場合に、空欄に○かしを記入してください。		緩和措置に該当する場合は、数字に○を記入してください。	
出入口	移円	1	幅 80cm以上		
		2	通行の際支障となる段差なし		1
		3	直接地上に通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保		2
便所	一般	1	便所のうち1以上は次に掲げるもの（整備基準；男女別の場合はそれぞれ）		
		①	車椅子使用者用便房を1以上設置し、その旨表示		
		a	腰掛式の大便秘器、手すり等を適切に配置		
		b	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
	c	直接地上へ通ずる出入口から当該便房までの通行可能な経路を確保		2	
敷地通路	移円	1	幅 120cm以上		
		2	通行の際支障となる段差なし		3

<備考>

小規模建築物の整備基準は、建築物の整備基準を参照
全ての整備(整備基準)を行う場合は、建築物の整備項目表を添付すること

<緩和措置>

- 1 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けられないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができる
- 2 上下階の移動に係る部分
- 3 ①傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合 ②敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けられないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができる

<凡例>

移円：移動等円滑化経路、一般：移動等円滑化経路を含むすべて

